特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
24	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
美馬市は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利 益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
美馬市長

公表日
令和6年3月11日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給事務
②事務の概要	【令和3年度事業（令和4年3月31日終了）】 「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親以外の低所得の子育て世帯分）の支給について（令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 【令和4年度事業（令和5年3月31日終了）】 「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親以外の低所得の子育て世帯分）の支給について（令和4年5月24日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 【事務処理】 本給付金の積極支給対象者の選定および申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 1.　積極支給 令和4年4月分の児童手当または、特別児童扶養手当を受給する非課税者への支給は、申請不要の支給（積極支給）を実施する。積極支給対象者を選定し、支給の見込みを行う。 2.　新規認定者に対する積極支給 令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者、もしくは、特別児童扶養手当の受給資格の認定又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者で、非課税であるものを積極支給対象者として選定し、支給の申し込みを行う。 3. 申請による給付金の支給 申請書に基づき、支給要件に該当する者に給付金の支給を行う。 なお、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ・対象児童を養育する者の所得確認
③システムの名称	1. 子育て世帯生活支援特別給付金システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 住民情報ソリューション MICJET MISALIO 5. マイナポータル 6. 番号連携サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1の101の項 番号法別表第1の主務省令で定める命令第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供　なし 情報照会　番号法第19条第8号　別表第二の121項 番号法別表第二の主務省令を定める事務及び情報を定める命令第59条の4	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市保険福祉部子どもすこやか課
②所属長の役職名	子どもすこやか課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市企画総務部総務課　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美馬市保険福祉部子どもすこやか課　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5606

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明